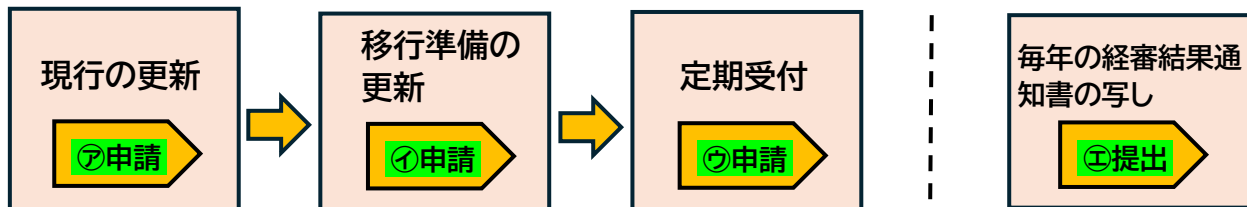


入札参加資格審査申請手続きの具体例

令和 8 年 9 月 25 日

定期受付の申請の時期は、決算日によらず同一の時期ですが、現行の更新申請や最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下、「経審結果通知書」という。)の写しの提出時期は、決算日により異なります。下表の具体例を参照し、自社の決算日に応じた手続きをお願いします。



<更新に必要な手続きの例> ※経審＝経営事項審査

	必要な手続き	事例①	事例②
R8 年度	決算日(経審※の審査基準日)	R8.3.31	R8.4.30
	更新申請(現行の随時受付)	 R8.10.30 までに申請	 R8.11.29 までに申請
	入札参加資格有効期限	R9.10.30	R11.3.31
	経審有効期限	R9.10.30	R9.11.29 (1)経過措置 P.2 参照
R9 年度	決算日(経審の審査基準日)	R9.3.31	R9.4.30
	更新申請(現行の随時受付)	 R9.10.30 までに申請	(申請対象外)
	入札参加資格有効期限	R11.3.31	
	経審有効期限	R10.10.30 (1)経過措置 P.2 参照	
	最新経審結果通知書提出	※更新申請時に提出	 R9.11.29 までに提出
R10 年度	決算日(経審の審査基準日)	R10.3.31	R10.4.30
	最新経審結果通知書提出	 R10.10.30 までに提出	 R10.11.29 までに提出
	最新経審有効期限	R11.10.30	R11.11.29
	更新申請(定期受付) ※決算日 R9.7.1～R10.6.30 が対象	 R10.10.2～R10.11.30	
	名簿有効期限(更新後)	R13.3.31	(2)定期受付 P.3 参照
R11 年度	決算日(経審の審査基準日)	R11.3.31	R11.4.30
	最新経審結果通知書提出	 R11.10.30 までに提出	 R11.11.29 までに提出
	最新経審有効期限	R12.10.30	R12.11.29

(1)経過措置 の総合数値の取扱いについて

総合数値算定		事例①	事例②
決算日(経審の審査基準日)		R8.3.31	R8.4.30
更新申請		 R8.10.30 までに申請	 R8.11.29 までに申請
更新後			
	入札参加資格有効期限	R9.10.30	R11.3.31
	総合数値	・現行の算定方法による ・審査基準日 R8.3.31 の経審により算出	・現行の算定方法による ・審査基準日 R8.4.30 の経審により算出 ・経過措置により R11.3.31 まで数値固定



決算日(経審の審査基準日)		R9.3.31	R9.4.30
更新申請		 R9.10.30 までに申請	
更新後			
	入札参加資格有効期限	R11.3.31	
	総合数値	・現行の算定方法による ・審査基準日 R9.3.31 の経審により算出 ・経過措置により R11.3.31 まで数値固定	※経過措置適用のため更新申請必要なし
その他留意事項		・名簿有効期間内に経審の有効期限が切れる場合、都度、有効な最新の経審結果通知書の写しを提出ください。(※提出がない場合、入札に参加できなくなります。) ・合併等の場合を除き、有効期間内は、新たな経審による総合数値の再算定はいたしません。 	

(2)定期受付 の総合数値の取扱いについて

総合数値の算定の基とする経審の審査基準日は **R9.7.1～R10.6.30** に固定

決算日(経審の審査基準日)	R9.7.1～R10.6.30
新規申請又は更新申請	 R10.10.2～R10.11.30 の期間内に申請
認定内容	
名簿有効期間(総合数値含む)	R11.4.1～R13.3.31
総合数値	
客観点	経審の総合評定値(各業者の経審審査基準日による)
発注者別評価点の評価対象期間	※評価点の計算方法は現行どおり
① 指名停止	R8.4.1～R10.3.31 (ただし、更新前の発注者別評価(指名停止)で評価されていた指名停止による減点はしない。)
② 工事成績	R8.4.1～R10.3.31
③ 障害者就労施設等からの物品等調達	R8.4.1～R10.3.31 (評価対象額:年 20 万円以上⇒2 年で 40 万円以上に変更)
④優秀工事表彰 ⑤災害表彰 ⑥防災協定	R9.4.1～R11.3.31
⑦障害者雇用	R10.6.1 時点(国への障害者雇用状況報告日)
⑧建設労働災害防止協会 ⑨一般事業主行動計画 ⑩消防団活動への協力 ⑪地域貢献	R10.10.31(審査対象特定日)時点
⑫技術職員数	経審の技術者数(各業者の経審審査基準日による)
その他留意事項	・登録工種の上限はなくなります(経審の技術者数0人及び完成工事高0の工種でも登録可となります)ので、希望する工種は、定期受付時にすべてご登録ください。(※合併等の場合を除き、名簿有効期間内は、新たな経審による総合数値の再算定及び登録工種の追加はできません。) ・名簿有効期間内に経審の有効期限が切れる場合、都度、有効な最新の経審結果通知書を提出ください。(※提出がない場合、入札に参加できなくなります。)

